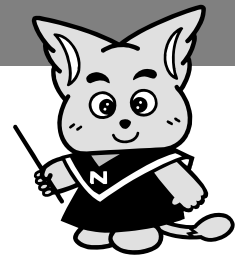


国民年金だより



国民年金保険料の年末調整や確定申告は、「領収書」・「証明書」の添付が必要です。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除（非課税）の対象となります。

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する控除証明書（ハガキ）は社会保険庁から11月上旬に送付されます。証明内容は、本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料の額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

年末調整や確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、大切に保管してください。なお、お問い合わせには、控除証明書専用ダイヤルまたは社会保険事務所までお願いします。

- Q 1** 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？
- A 1** 今年分として申告できます。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も添付等する必要があります。
- Q 2** 家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか？
- A 2** 世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

控除証明書専用ダイヤル 0570 - 00 - 9911

（平成19年11月1日～平成20年3月14日 平日9:00～17:00）

老齢福祉年金を受けている皆さまへ

老齢福祉年金の受取方法につきましては、これまでは郵便局の窓口での証書の提示による現金支給を行ってききましたが、平成19年10月から、郵政公社が民営化されたことに伴い、銀行等の金融機関の預金口座、ゆうちょ銀行（郵便局）の貯金口座への振込み又は郵便局窓口での国庫金送金通知書の提示による現金支給に変更されることになりましたので、12月支払期（11月に受取を希望の方は、11月が支払期）の受取については、ご注意ください。

なお、年金証書の取り扱いについては、受給権者ご自身で保管していただくこととなるため、今後、社会保険事務所へのご返送の必要はありません。

ご不明な点がございましたら、徳島社会保険事務局年金課（☎088 - 634 - 1173）へお問い合わせください。



平成19年度 宝くじ助成事業

コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）により日和佐太鼓創作会の太鼓・演奏用衣装及びお面の購入、太鼓革の張り替えを行い、地域イベントへの出演や福祉施設の慰問など、太鼓演奏を通しての地域の結びつき、地域コミュニティ活動の一層の推進を図りました。

この助成事業は、宝くじの普及広報事業の一環として実施しています。宝くじの収益金は、学校・図書館等の教育施設の設備をはじめ道路・橋梁・公園・社会福祉施設等の建設改修など、皆様の日常生活に役立つように使われます。

平成20年版 県民手帳・農業日誌等 販売のお知らせ

美波町役場では、下記の手帳・日誌を販売しています。数に限りがありますので、下記までお問い合わせください。

	価 格（税込）
県 民 手 帳	500円
農 業 日 誌	1,400円
ファミリー日誌	1,400円
新 農 家 暦	400円

町内会・実行組での回覧で注文（個人受取）されている方につきましては、商品届いていますので、連絡が来ない場合は役場総務課・由岐支所住民室までお願いします。

お問合せ先 役場 総務企画課 ☎77-3611